

議員（隅岡 美子）

失礼します。

冒頭に、新型コロナウイルス感染症拡大防止におきまして、医療従事者、医師会の皆様はもちろんのこと、特にコールセンターでの受付はとても感じがよく、スムーズに受付が出来ました。また、集団接種会場にて接種後、待機をしておりますと、職員が大丈夫ですかとお一人お一人に声をかけて頂き、とても安心することが出来ましたとお声をたくさん頂戴しております。この場をお借りいたしまして感謝と御礼の思いでございます。本当に有難うございます。

それでは、質問に入ります。

11番 隅岡 美子、通告に従いまして順次一般質問をさせていただきます。

一問一答方式でよろしくお願いをいたします。

初めに、去る4月23日、コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望を丸尾町長並びに三木教育長に提出をさせて頂いておりますことを最初に申し添えておきます。

1点目の質問は、コロナ禍における女性の負担軽減についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大は、経済や私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。昨年11月に内閣府が設置した有識者会議、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」が、コロナ禍で困難に直面する女性を支えるための緊急提言を行いました。提言では、新型コロナウイルス感染症拡大は特に女性への影響が深刻で、女性不況の様相が確認されるとの認識を示し、政府に対し自治体は、民間企業等の協力を得ながら、独り親家庭への支援の強化や休校・休園の判断において、女性・子供への影響を最大限に配慮することを求めています。

長引くコロナ禍により状況はさらに深刻化し、生理用品を買うお金がない、生理用品でない物で代用する、交換回数を減らすなど、身体や衛生面にも悪影響を及ぼす問題にまで及んでいます。任意団体である「#みんなの生理」が行ったオンラインアンケート調査でも、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、他の物で代用している等の結果が出ています。また、貧困によるものだけでなく、ネグレクトにより親等から生理用品を買ってもらえない子供たちの問題も指摘されています。コロナ禍のみならず、継続的な支援が必要と考えます。つきまして、本町におきましても誰もが生きやすい社会の実現を目指し、様々な課題・困難を抱える女性が孤立しないように、支援団体とも連携しながら取り組んで頂きますよう、よろしくお願いを申し上げます。

5点について質問をさせていただきます。

まず1点目、現在の支援に合わせて、女性の生理用品についても生活困窮者に提供して頂けるのかについてお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の現在の支援に合わせて女性の生理用品についても生活困窮者に提供して頂けるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町におきましては生活困窮者に対する支援として、独り親世帯や低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金の給付や窓口や訪問により相談を受けております。また、町社会福祉協議会におきましては、長引くコロナ禍の影響により収入が減少し、生活困窮となっている方への生活福祉資金貸付制度の申請窓口となっており、申請に関することやその他活用出来る支援を提案するなどしております。現在のところ、生理用品が買えないといった相談は寄せられておらず、生理用品の提供は考えておりませんが、女性にとっては重大な問題であり、また大変デリケートな問題であることから、生活困窮に関する相談だけではなく、子育てに関する相談においても生理の貧困につきまして配慮をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁の中から質問をさせていただきます。

今のところはそういった相談が寄せられてないということで、提供は考えておりませんというご答弁を頂きましたが、現在のところということで今後どうなるかは、コロナが長引きますので状況は変わるかとは思いますが、このことは本当にデリケートな問題ですので、十分それを配慮しながら、また考えて頂きたいと再度思っております。

そして、今のご答弁の中に生活支援特別給付金の貸付けとか窓口訪問により相談を受けておりますと、このようにご答弁をされておりました。このことについて、ちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。よろしく願います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

お早うございます。

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

生活困窮の方への生活福祉資金の貸付制度、これはコロナの影響で家計が苦しい、収入が少なくなったという方に緊急小口資金であったり、月々幾らというような貸付けを現在、社会福祉協議会が窓口となって県の社会福祉協議会が行っている事業でございます。独り親家庭につきましては、子育てのことも含めまして保健師が担当地区を回ってお話を聞いたりしておりますし、また子育て世代包括支援センターの方でも色々な子育てをはじめとした相談

を受けております。健康福祉課の窓口におきましても、独り親家庭への給付金の支給も始まりますことから、色々な電話相談であったり窓口相談を受けておりますので、生活困窮と子育ての中から何か色々な相談、気になることなども相談を受けるように気を配っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

続いて、2番の質問をさせていただきます。

2番、防災備蓄品の生理用品は使用可能期限が3年から5年、指定避難所に備蓄をしているとお伺いをしています。防災備蓄品の活用についてお伺いいたします。併せて、現在の数量、パック数についてお伺いいたします。

総務課長（泉 知典）

お早うございます。

それでは、隅岡議員の防災備蓄品の生理用品における活用及び現在の数量、パック数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

生理用品につきましては、製造元より明確な使用期限が設定されていないことが多く、更新時期につきましては管理する自治体の考え方によるところが大きいと思います。本町におきましては、生理用品のうち古いものが今年度末で購入から3年が経過することから、来年度に更新する予定としております。以前より、飲料水やアルファ米をはじめとした食料品につきましては、消費期限等が設定されておりますことから、期限を迎えるまでに更新を終え、各小・中学校等へ啓発用として配布し、また社会福祉協議会等へ提供するなどしておりますので、生理用品につきましても同様の方法で活用することを前提に関係機関と協議しているところでございます。

次に、生理用品の現在の数量についてでございますが、生理用品につきましては香川県地域防災計画に定める備蓄マニュアルに基づき備蓄しており、県管理分が127パック、町管理分が112パックで、合計239パックでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

質問です。

花王のロリエ、生理用のナプキンのメーカーですけど、そこにちょっとお聞きをいたしまして、開封する前の製品と開封した後の製品についてちょっと調べてまいりました。ロリエでは、生理用ナプキンは開封する前、ホコリとか湿気、直射日光などを避けて保管して頂ければ製造から少なくとも3年間は品質を保つよう設計されています。3年を過ぎても直ちに使用出来なくなる訳ではありません。製造年月日はパッケージの下に書いてあります。ただし、保管状況が悪いと吸収性能やずれ止めテープの部分が粘着性が低下した

り、また変色したり、また品質の低下する恐れがあるということで、また開封した後の製品については、ホコリや虫などが入り込まないように衛生的に保管し、なるべく早く使い切ることをお勧めいたします。開封前、開封後、どちらの場合も匂いの強いものの近くには置かないようにして下さい。匂いが移ることがあります。また、暖房機器とかそういった近くでは高温になる場所には置かないで下さい。変形することがありますということの答えを頂きました。また、先ほど3年、来年で入替えということをお聞きしまして安心しました。他のところへは、経過20年たつとということ、全て廃棄になったということをお伺いしておりますので、今ちょうど更新の時期でないかな、本当に良かったなと思っております。そして、食品には賞味期限はありますが、この衛生用品については使用期限は明記されておられません。いざ災害時には、先ほど申しましたように20年前のものが使えますかって、使えませんね。性能も全然違いますし、そもそも衛生的に問題で、廃棄処分になります。そういった、先ほどご答弁の中にもありましたように、一定期間で入替えをすれば、廃棄ではなくその生理用品も十分生かされます。小・中学校のトイレとか学校とか、独り親家庭の支援にも活用出来るということがあります。

それで、済みません、先ほど答弁の中に239パック備蓄をしておりますということで、来年度に更新するということで、そのパックは今後どのように使用するのでしょうか。また、お尋ねをいたします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問にお答えします。

先ほど申しましたように、合計239パックあるうちの町管理分の100余りが使用期限を迎え、3年が経過することから、まず来年、その部分は交換していかうかなと思います。その後の交換して不要になった、備蓄品から外れたものは、その時、その時点で教育課、健康福祉課、社会福祉協議会と協議しながら、お使い頂けるところに配備、お分けしたいと考えております。

以上でございます。

議員（隅岡 美子）

町管理分が112パックあって、その時に状況に応じて配布先を考えていくというご答弁でございました。また、来年にはそれだけ減りますので、使ったものをまた買い足すということで、使ったら使った分だけ新しく買い足していくということで、そういった方法を取って頂けたらと思います。それは防災の方でも言えることでございます。また、そういうことでよろしく願いいたします。

それと、次は3番目の質問です。

自ら支援を求める声を上げることが出来ない子供もいます。トイレットペーパーが普通にあるように、学校のトイレの個室にも生理用品を常設するなどの環境整備についてお伺いいたします。

教育長（三木 信行）

お早うございます。

隅岡議員の学校トイレの個室に生理用品を設置、常設するなどの環境整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町の学校においては、トイレの個室ではなく保健室及び職員室に常備しております。これは現在のところは感染症予防の観点からも衛生面のことも考えてトイレの個室への常設は各校とも行ってはおりません。また、トイレの個室に常備することで、支援が必要な児童・生徒が分かりにくくなることも理由として上げられます。頻繁に取りに来る児童・生徒に何かないかの声かけを行うことで、その児童・生徒の家庭環境等を把握するとともに、生理用品の使い方を教える機会ともしています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。

トイレの個室ではなく保健室とか職員室に常備をしております。それはこの間の一般質問の時にそのように申しております、またショーツについても用意をしているということをお伺いしております、本当に安心をしたところでございます。

香川県におきましても、本当にたくさんの市、町で生理の貧困という、無償配布というのが、ただいま広がっております。もう皆さん、本当に新聞、テレビなんかでご承知かと思いますが、もう一度おさらいの意味で申し述べたいと思います。三豊市におきましては、小・中学校26校と社協で生理用品合計60セットを配布しておるということで、また高学年の女子児童が使用するトイレの個室に備え付けておりますということ。そして、保健室に行くまでに困るケースもあるので、そういった不安も軽減出来るとのこと。また、一方、坂出市におきましては、福祉課の窓口と市社会福祉協議会で生理用品を無償配布しております。その事業の名前がこれまた素晴らしい名前、プリンセスプロジェクトという名前でございます。これはお聞きをいたしますと、市の職員、比較的若い方の職員で名前を考えて、本当にこういった名前にしようということでプリンセスプロジェクトということでございます。そして、その福祉課の窓口とか社協の窓口においてあるカードです。最後にも触れますけれども、そのカードは坂出市の公認キャラクター、「さかいでまる」というのがあります。そのキャラクターの印刷をしたカードを示

したら、女性職員が対応するようにしております。また、男性職員が対応した場合は女性職員に代わって頂けるということでございます。また、善通寺市におきましても、もう既に始まっております。5月から始まっておるのかな。また、善通寺におきましては高学年の女子に初潮の教育もしておる、まだ予定であるということで新聞にも大きく掲載をされておまして、非常にこれは大事なことであると思っております。また、まんのう町では1袋に13個入ったものを2袋、これを6月、7月、8月の3か月間に配布、それもそうですけど、庁舎とか琴南、仲南の支所の1階のトイレの個室に必要な女性が自由に使えるように整備をしておるということでございます。こういった動きもたくさん寄せられております。また、宇多津町にも無償配布。宇多津町は、また生理用品と大人用や子供用のおむつ、また尿取りパッドの無償配布を始めた。また、これは一歩進んでおります。防災用備蓄品の入替え時期を迎えておるので、ちょうど時を得て希望者の相談内容に応じて必要な物資を配布してまいりますということでございました。また、これは新聞に載っておったんですけど、関西フェリーが神戸ですけど、高松と神戸の時にトイレになくて、売店の窓口には言えば生理用品が貰えるということをしていただいております。そういったことで、各市町におきましても随分こういった波が起こりつつありますので、ぜひ、保健室や職員室に置くのもやぶさかではないんですけども、またこういったことも参考にしながら、ぜひ本町にも取り入れて頂けたらとこのように希望をしております。これは要望でございます。

そういうことで、次の4番の質問に入ります。

4番、父子家庭や就学援助を受けている女子児童・生徒にこれまでの支援に加え、生理用品の現物支給についてお伺いいたします。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の生理用品の現物支給についてのご質問に答弁をさせていただきます。

母子家庭や就学援助等に関わる情報についてはプライバシーに関わる問題であることから、プライバシーに配慮をしながら学校で物を渡すということが困難なため、現時点では現物支給については難しいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

5番の質問に入ります。

生理用品の配布については、プライバシーの観点に配慮する必要があります。配布方法についてお伺いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の生理用品の配布方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、現在のところ生活困窮者への配布は予定しておりませんが、今後、窓口相談や保健師による訪問等、また町社会福祉協議会での生活福祉資金の相談の機会を捉え、生理の貧困についても配慮し、防災備蓄用の生理用品の活用も含め、プライバシーに配慮しながら必要な方には提供出来るよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁頂きました。

再質問ですけど、配布方法については今後必要な方に提供出来るよう検討してまいりますということでございます。もし、そういったことが出来るようになれば、坂出がカードを作ったように、多度津のマスコットキャラクター「さくらちゃん」のカードを作って、窓口に提示をして生理用品を無償で貰えるということについてもいいかなと思っております。また、こういったこと、本当になかなかこのことは町民の皆様も、本当に正直言って少し勉強ただけであまり詳しいことは私も知りません。こういったことで、また町民の皆様にもしっかりとこのことをこういうことがあるんですよということで訴えて頂くためにも要望なんですけど、町の広報とか機会のあるたびに、また小学校の高学年に対してそういった初潮に対する教育とか使用方法とか、そういったことも踏まえてそういった機会もぜひ取って頂けたらなど、このように最後に要望をしておきます。

2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、今こそヤングケアラー支援をについてであります。

ヤングケアラーについて、日本ケアラー連盟では、大人が担うようなケア、責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供と定義しています。この年齢は、児童福祉法の支援対象に合わせています。ヤングケアラーの実態調査が初めて全国規模で行われました。調査は公立中学校と全日制高校の2年生や通信制高校の生徒らを対象に、厚生労働省と文部科学省が昨年12月から今年1月にかけて行いました。その結果、中学2年生の約17人に1人、5.7%、高校2年生では約24人に1人、4.1%が世話をする家族がいると回答しました。世話の内容は、祖父母の身体介護、兄弟の保育所への送迎、料理や掃除、洗濯などの家事全般を独りで担うといった手伝いと呼べる範囲を超えたものが多い。世話をする頻度では、ほぼ毎日が中学2年では45.1%、高校2年では47.6%に上がりました。中学2年、高校2年、ともに平日1日平均4時間を世話を費やしています。

これでは勉強はもちろん、クラブ活動や友人と遊ぶことも難しいと思います。心身の影響も心配です。さらに、深刻なのは、4割近くが自らをヤングケアラーだと自覚出来ていないことです。独り親世帯のため、本人が世話をするのが当たり前とっていたり、過度な負担を強いていることに親が気づいていないといった要因が指摘されています。ヤングケアラーの問題が表面化しなかったのも、一つにはこうした背景があったのだと思います。例えば、神戸市では、全国でも珍しい専門相談窓口を設置しています。また、埼玉県では教職員への研修を行い、欠席がちになってきた、忘れ物が多くなってきたといったSOSの兆候を見逃さないように努めているそうです。

そこで、お尋ねをいたします。

一つ、本町においてもこのような実態調査をされたのでしょうか。よろしくご答弁お願いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の本町における実態調査をしたかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、ヤングケアラーについての実態調査は実施しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

本町では実態調査をしていないということで、調べた結果、本町には適しているかどうかは不確かではございますが、クラスで1人から2人はいるという想定の結果が出ておるそうでございます。国も、このヤングケアラーについての支援をようやく動き始めました。SNSなどを活用したり、相談窓口体制を整備していく考えのようでございます。子供が自ら役場などには相談に行くことは、少しハードルが高いように思います。全国どこに住んでいても、悩みを共有できる環境を本町にも一刻も早く作って頂きたいと思っております。また、今後、何かの機会にこういったヤングケアラーの実態調査、そういったこともなされてはいかがでしょうか。また、教育長にお伺いいたします。

議長（村井 勉）

再質問ですか。

議員（隅岡 美子）

はい。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

学校において、ヤングケアラーについてどうなのかという風なご質問だとい



う風に理解をしておりますが、後の答弁にもあるんですが、そこに特化した研修自体は行ってはいないんですけれども、現実として今、子供たちを取り巻く環境には色んなことがございます。それはかつてもあったのかも知れないんですけど、今だから色んなところで顕在化しているのかも知れません。虐待という問題があります。子供の貧困があります。ネグレクトがあります。そういった中で、学校の方では子供の様子を見取る機会はたくさんあります。頻繁にケース会が開かれます。その中で、関係する教員はその家庭の状況も分かっております。現在は本当に色んなアンテナがありまして、かなりの部分、子供たちの家庭の背景というのは掌握出来ているというところがあります。突然の質問なんですけど、例えば私自身が実際に経験した例を言いますと、ご両親がご病気でお母様だけが家庭でいらっしゃるんですけども、家事や、特に洗濯が出来ないということで、お姉さんの方に弟がいるんですけど、非常にそこが負担感があったと。家庭訪問を繰り返しながら家事を手伝うということも限界がありますので、当時訪問介護をされている方がいたので、その機関にお願いをいたしまして日数を増やして頂いた、学校の働きかけでということもございましたり、それからほぼ兄弟だけで生活しているような状況があって、それは結局施設の方で今は元気に暮らしていると。高校へ進学してとか。あるいはお祖母様と男の子が2人で暮らしているという状態がありました。民生委員の方とかも含めて、色んなケースで学校と繋がっております。ヤングケアラーという問題については、ここでやっぱり貧困とかネグレクトと同じように一つの言葉として教職員の中に頭にしっかり置いてやっていく必要が今生じているという風に思っています。そのあたりに特化して、お互いに研修し合っていかなければいけないなと思っています。学校の状況としては、そういった子供を含めて色んなところで掌握するような状況があるということはお伝えをしておきますし、決して見逃さないという風に取り組んでまいりたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

実体験を基に、本当に苦労した、困難な状況で頑張っただけの体験を聞かせて頂き、有難うございました。学校側としても、本当に私もそう思います。家庭の中まではなかなかやっぱり入っていけない、見えないので、実態の把握は本当に難しいのが現状だと思っています。先ほど申し述べられてましたように、民生委員とかそういった方のお力を借りながら、またアンテナをしっかりと張って、相談がなければなかなか気づく機会はありません。様子が変わったとしても、家庭内のことにどこまで踏み込んでいくべきかというのが判断が難しいと思っています。その判断が難しいというところにつ

いて、どういったお考えでございましょうか。質問をさせていただきます。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問、判断が難しいということについての答弁をさせていただきます。

家庭内の中に入り込んでその実態を判断するのは難しいということでのご質問だと思うんですが、もちろん家庭の中にはなかなか入り込めないということはあるんですが、かつてに比べてはそういうことは少なくなっていると思います。児童相談所等とも連携をして、いざという時には家庭の中に入ることも出来ますし、教職員の中で話し合っ、必要があれば家庭訪問を頻繁に行いますし、その見取った結果をしっかりと繋げるような仕組みも出来ています。要対協とって、色んなところが集まって協議をする、健康福祉課とか社協にいつも協力を頂いているんですが、教育と福祉が一体になって家庭の支援もするし子供の支援もするという風な状況はあります。判断が難しいかどうなのかということはあるんですが、判断基準も一つでして、子供が困っているかどうなのかということが判断基準です、学校としては。この状態によって学校に来にくくなっている、この状態によって家で勉強しにくくなっている、それがあればもうそれは困難なので、それに対しては何かの対応をしなくてはならない。最もそれがよく分かる最前線は学校だと思っています。そういう役割を果たしていくということであると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員さんの再質問で、先ほど教育長がおっしゃいました中で、要対協のことについて健康福祉課の方からお伝えいたします。

本町では、要保護児童対策部会としまして立ち上げております。この中には学校関係、それと西部子ども相談センター、あと警察、丸亀警察署の方も構成しております。その中で、学校から上がってきたり、また町の保健師の方から気になるご家庭、支援の必要なご家庭については、そこに上がってまいりますので、支援対象者のリストの中に入っております。年4回の実務者会の中で、それらの家庭について情報共有をしたり、関わり方について助言等を行っております。学校の方にも、実務者会に併せまして、毎日の生活の中で気になることを担任の先生であるとか学校側の気づき、また保育所、幼稚園もさせて頂いておりますけれども、そのような情報を頂いて、それを基に協議をしております。その中で、ネグレクトの話もしますし、どのような支援が必要か、その中で家庭の貧困によって子供が十分に子供らしい生活が送られていないというようなことがありましたら、それについてどのような支援が必要かということをご各機関の方から提案をさせて頂いておりますので、学

校が広く目配りをして頂いた中で上がってきた情報につきましては、健康福祉課の方でそのような協議にかけまして、情報提供をして見逃さないように努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

本当に有難うございました。大変参考に、今後ともさせて頂きたいと思えます。また、今後ともよろしく願いいたします。

続いて、2つ目の質問です。

教職員の研修の実施についてお伺いいたします。

教育長（三木 信行）

隅岡議員のヤングケアラーに関わる質問のうち、教職員の研修の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今のところ、ヤングケアラーに特化した研修は実施をしておりません。ただし、欠席が続いている児童・生徒の把握を行い、その背景に関して学校内で情報共有等を行っております。今後、ヤングケアラーに対する正しい認識を持ち、適切な支援を考えていくことは、今後学校が果たす役割の一つとして大切であると考えています。つきましては、国や県が実施する研修があれば適宜情報提供をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

特に、先ほどの教育長のご答弁の中にありましたとおりでございます。また、私たち、地域におきましてもそういったことに対して目配りとかしっかりとアンテナを張って、また平日の昼間に家にいるのはどうしてかという、それは様々な問題もありますけれども、そういった関心を持つ、気づきを持つたり、また家族が病気で大変そうやなあ、どなんしよんかなということなどの色んな情報なんかも私たち地域に住んでいる私も含めてですけど、そういったことも地域で見守ってあげるということも大切であると思っております。

そして、最後の3点目の質問です。

このことについて、周知啓発についてお伺いいたします。よろしく願いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員のヤングケアラーに関する周知啓発についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ヤングケアラーの問題は、本人の年齢や成長の度合いに見合わない家事や家族の世話などによる重い責任や負担を負うことで、本人の成長発達や教育へ

影響を及ぼしているなどの課題があり、近年注目されている子供の抱える問題として認識しております。

その一方で、この問題は家庭内のデリケートな問題であるため、実態が掴みにくく、支援が必要であっても取組はまだまだ進んでいない現状であり、本町におきましても十分な実態把握には至っておりません。また、ヤングケアラーの早期発見には学校との協力や連携が欠かせないことから、情報共有をより一層強化し、早期発見に努めてまいります。

さらに、国においては令和4年度から令和6年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間とし、中・高生の認知度5割を目指して周知啓発を強化していく計画であります。これを踏まえ、本町におきましても町ホームページ等により町民に対し広く周知するとともに、教育委員会をはじめ関係機関と連携し、児童・生徒への周知啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

今後、令和6年までの3年間を認知度向上に向けての集中取組期間とし、周知啓発を強化していく計画でございますという答弁を頂きました。また、よろしく願いいたします。本当に期待をしております。また、私も本当に思っております。悩んでいる子供たちの小さな声を本当にキャッチをし、子供たちに希望を届けるために、まずヤングケアラーの存在を、こういうことである、こういうことなんですよということで、まずその存在を知ってもらう取組、先ほど答弁がありましたように、今後ホームページ等により周知啓発をしていくということで、本当に有難いなって、良かったなって思っております。今後とも早期発見、把握から適切な支援に繋げて頂けるよう頑張っており、こちら町民の一人として微力ながら力を尽くしてまいりたいと、このように思っております。

以上で11番 隅岡 美子の一般質問を終わります。

皆様、ご答弁有難うございました。